

平成二十五年原子力規制委員会規則第二号

東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第三十四号、第三十五号、第六十二条の三及び第六十六号並びに東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令（平成二十五年政令第五十三号）第二条第一項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則を次のように制定する。

（適用）

第一条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第四十三条の三の二十一、第四十三条の三の二十二、第四十三条の三の二十六及び第六十二条の三の規定による東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令（以下「令」という。）に規定する東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設をいう。）に関する事項については、法第六十四条の三第一項の認可があつた場合には、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号。以下「実用炉規則」という。）の規定にかかわらず、この規則の定めるところによる。

（定義）

第二条 この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例による。
2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 「放射線」とは、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条第五号に規定する放射線又は一メガ電子ボルト未満のエネルギーを有する電子線若しくはエクックス線であつて、自然に存在するもの以外のものをいう。
- 二 「放射性廃棄物」とは、実用炉規則第二条第二項第二号に規定する放射性廃棄物をいう。
- 三 「燃料体」とは、実用炉規則第二条第三号に規定する燃料体をいう。
- 四 「管理区域」とは、実用炉規則第二条第四号に規定する管理区域をいう。
- 五 「保全区域」とは、実用炉規則第二条第五号に規定する保全区域をいう。
- 六 「周辺監視区域」とは、実用炉規則第二条第六号に規定する周辺監視区域をいう。
- 七 「放射線業務従事者」とは、実用炉規則第二条第七号に規定する放射線業務従事者をいう。
- 八 「保安活動」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第二号。以下「品質管理基準規則」という。）第二条第二項第一号に規定する保安活動をいう。
- 九 「品質マネジメントシステム」とは、品質管理基準規則第二条第四号に規定する品質マネジメントシステムをいう。
- 十 「廃止措置対象施設」とは、発電用原子炉施設のうち、令において読み替えて適用する法第四十三条の三の三十四第二項の規定に基づき認可を受けた実施計画（法第六十四条の二第二項に規定する実施計画をいう。以下この項において同じ。）に定められた廃止措置に関する事項に係る廃止措置の対象となるものをいう。
- 十一 「設計上考慮する事象」とは、次に掲げる事象であつて、発電用原子炉施設のうち実施計画に定められたもの設計において発生を考慮しているものをいう。
 - イ 自然現象
 - ロ 発電用原子炉施設を設置する工場若しくは事業所内又はその周辺における発電用原子炉施設的安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）

ハ 発電用原子炉施設内における火災その他の発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象

（記録）

第三条 法第四十三条の三の二十一の規定による記録は、発電用原子炉ごとに、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存しておくなければならない。ただし、原子力規制委員会がやむを得ないと認めるときは、当該記録に代えて、原子力規制委員会が適当と認める措置によることができる。

記録事項

記録すべき場保存期間

合

一 発電用原子炉施設の施設管理（第十二条に規定する施設管理をいう。以下この表において同じ。）に係る記録
イ 第十二条第三号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者等の氏名

ロ 第十二条第四号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び評価の都度

ハ 第十二条第七号の規定による検査の結果

ニ 第十二条第八号の規定による検査の結果

二 運転記録（廃止措置対象施設に係るものを除く。）

イ 運転開始前及び運転停止後の発電用原子炉施設の点検の結果

ロ 警報装置から発せられた警報の内容

施設管理の実施状況及びその担当者等の氏名	施設管理の都度	施設管理の実施した発電用原子炉施設の評価を實施した期間
施設管理目標及び評価の都度	施設管理の都度	施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間
第十二条第七号の規定による検査の結果	検査の都度	検査を実施した発電用原子炉施設の存続する期間（燃料体については当該燃料体に係る使用済燃料の貯蔵を委託する事業者に記録を引き渡すまでの期間）
第十二条第八号の規定による検査の結果	検査の都度	検査を実施した発電用原子炉施設の存続する期間（燃料体については当該燃料体に係る使用済燃料の貯蔵を委託する事業者に記録を引き渡すまでの期間）
運転記録（廃止措置対象施設に係るものを除く。）	開始及び停止の都度	一年間
運転開始前及び運転停止後の発電用原子炉施設の点検の結果	その都度	一年間
警報装置から発せられた警報の内容	その都度	一年間

<p>ハ 運転管理責任者及び運転員の氏名並びにこれらの者の交代の交代の都度日時及び交代時の引継事項</p>	<p>一年間</p>	<p>者に記録を引き渡すまでの期間</p>
<p>ニ 原子炉本体（四号炉、五号炉及び六号炉（それぞれ令に規定する東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設に係る四号炉、五号炉及び六号炉をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）に注入する冷却材の流量</p>	<p>毎日一回</p>	<p>(1) 外観 (2) 燃焼度 (3) 取出しから容器への封入までの期間 (4) 使用済燃料を封入した容器内における当該使用済燃料の配置</p>
<p>ホ 原子炉圧力容器（四号炉、五号炉及び六号炉に係るものを除く。）の底部の温度</p>	<p>毎日一回</p>	<p>四 工場又は事業所の外において貯蔵しようとする使用済燃料を封入した容器の記録</p>
<p>ヘ 原子炉格納容器（四号炉、五号炉及び六号炉に係るものを除く。）内の温度</p>	<p>毎日一回</p>	<p>ハ 真空乾燥した後の真空度又は不活性ガスを充填した後の湿度並びに充填した不活性ガスの成分、量及び圧力</p>
<p>ト 使用済燃料貯蔵槽における冷却材の温度</p>	<p>毎日一回</p>	<p>ニ 容器内において使用済燃料の位置を固定するために用いた装置の外観</p>
<p>チ 原子炉格納容器（四号炉、五号炉及び六号炉に係るものを除く。）内における原子核分裂生成物のうちキセノン又はクリプトンの濃度</p>	<p>毎日一回</p>	<p>イ 外観 ロ 漏えい率</p>
<p>リ 原子炉圧力容器（四号炉、五号炉及び六号炉に係るものを除く。）及び原子炉格納容器（四号炉、五号炉及び六号炉に係るものを除く。）に封入される窒素の流量</p>	<p>毎日一回</p>	<p>五 放射線管理記録 イ 発電用原子炉施設（五号炉及び六号炉並びにこれらの附属施設を除く。）のうち遮蔽壁を設ける必要があるもの（廃止措置対象施設を除く。）の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率</p>
<p>又 原子炉格納容器（四号炉、五号炉及び六号炉に係るものを除く。）内における水素の濃度</p>	<p>毎日一回</p>	<p>ロ 使用済燃料の貯蔵施設（二号炉、二号炉、三号炉及び四号炉（それぞれ令に規定する東京電力株式会社福島第一原子力発電所）原子炉施設に係る一、二、三、四号炉をいう。以燃料の貯蔵施設（放射線遮蔽物の側壁における線量当量率）を除く。）の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率</p>
<p>ル 発電用原子炉施設内における放射性物質を含む海水及び地下水の水位</p>	<p>測定の日毎一回</p>	<p>ハ 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の一日間及び三月間についての平均濃度</p>
<p>ヲ 建屋周辺の地下水の水位及び放射能濃度</p>	<p>測定の日毎一回</p>	<p>ニ 管理区域における外部放射線に係る一週間の線量当量、空気中の放射性物質の一週間についての平均濃度及び放射性物質による汚染された物の表面の放射性物質の密度</p>
<p>ワ 第十四条第五号ロの運転上の制限に関する点検及び運転上のその都度制限からの逸脱があった場合に講じた措置</p>	<p>一年間</p>	<p>ホ 放射線業務従事者の四月一日を始期とする一年間の線量、女一年間の線量第四項に定める期子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を発電用原にあっては毎月四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする各三月間の線量に</p>
<p>三 燃料体の記録（イからトまでに掲げる事項については、廃止措置対象施設を除く。）</p>	<p>受渡しの都度</p>	<p>イ 燃料体（使用済燃料を除く。）の種類別の受渡数量 ロ 発電用原子炉への燃料体の種類別の挿入量 ハ 使用済燃料の種類別の取出量 ニ 取り出した使用済燃料の燃焼度 ホ 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置 ヘ 使用済燃料の種類別の抽出量、その取出しから抽出しまでの期間及びその放射能の量 ト 燃料体の形状又は性状に関する検査の結果</p>
<p>チ 工場又は事業所の外において貯蔵しようとする使用済燃料の記録</p>	<p>挿入前及び取出後</p>	<p>当該使用済燃料の貯蔵を委託する使用済燃料貯蔵事業</p>

<p>間の線量並びに本人の申出等により発電用原子炉設置者が妊娠のあつては三月 事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産ごと一回、 までの間毎月一日を始期とする一月間の線量 にあつては一月間の線量 月ごとに一回</p>	<p>四月一日を始期とする一年間の線量が二十ミリシーベルトを原子力規制委員 超えた放射線業務従事者の当該一年間を含む原子力規制委員会が定める 定める五年間の線量 五年間において 毎年度一回 (上欄に掲げ る当該一年間 以降に限る。)</p>	<p>放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期 並びに放射線業務従事者の当該期間の線量 その都度 第四項に定める期 間</p>	<p>放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における 当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める 業務に就く時 五年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴 業務に就く時 間</p>	<p>工場又は事業所の外において運搬した核燃料物質又は核燃料 物質によつて汚染された物の種類別の数量、その運搬に使用した 容器の種類並びにその運搬の日時及び経路 運搬の都度 一年間</p>	<p>放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における 業務に就く時 五年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴 業務に就く時 間</p>																		
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(1)	放射能濃度確認対象物の発生状況及び汚染の状況について調査を行った結果	調査の都度	工場又は事業所から搬出された後十年間
(2)	放射能濃度確認対象物の材質及び重量	調査の都度	工場又は事業所から搬出された後十年間
(3)	放射能濃度確認対象物について放射性物質による汚染の除去を行った場合は、その結果	その都度	工場又は事業所から搬出された後十年間
(4)	放射能濃度確認対象物中の放射性物質について計算によるその都度評価を行った場合は、その計算条件及び結果	その都度	工場又は事業所から搬出された後十年間
(5)	評価に用いる放射性物質の選択を行った結果	選択の都度	工場又は事業所から搬出された後十年間
(6)	放射能濃度の決定を行う方法について評価を行った結果	評価の都度	工場又は事業所から搬出された後十年間
ロ	放射能濃度確認対象物の測定及び評価に係る記録		
(1)	放射性物質の放射能濃度の測定条件	測定又は評価の都度	工場又は事業所から搬出された後十年間
(2)	放射能濃度の測定結果	測定又は評価の都度	工場又は事業所から搬出された後十年間
(3)	放射能濃度確認対象物中の放射能濃度の決定を行った結果	測定又は評価の都度	工場又は事業所から搬出された後十年間
(4)	測定に用いた放射線測定装置の点検・校正・保守・管理をその都度行った結果	その都度	工場又は事業所から搬出された後十年間
(5)	放射能濃度確認対象物の測定及び評価に係る教育・訓練のその都度実施日時及び項目	その都度	工場又は事業所から搬出された後十年間
ハ	放射能濃度確認対象物の管理について点検等を行った結果にその都度係る記録	その都度	工場又は事業所から搬出された後十年間

2 前項の表第五号イ及びロの線量当量率、同号ニの線量当量並びに同号ホ及びヘの線量は、それぞれ原子力規制委員会の定めるところにより記録するものとする。

3 第一項の表第五号ホ及びトの線量を記録する場合には、放射線による被ばくのうち放射性物質によって汚染された空気を呼吸することによる被ばくに係る記録については、その被ばくの状況及び測定の方法を併せて記載しなければならない。

4 第一項の表第五号ホからチまでの記録の保存期間は、その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が五年を超えた場合において発用原子炉設置者がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間とする。

5	発用原子炉設置者は、第一項の表第五号ホからトまでの記録に係る放射線業務従事者に、その記録の写しをその者が当該業務を離れる時に交付しなければならない。
6	第一項の表第五号又及びル、第六号並びに第九号の記録の保存期間は、法第四十三条の三の三十四第三項において準用する法第十二条の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。 (電磁的方法による保存)
第四條	法第四十三条の三の二十一に規定する記録は、前条第一項の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができる方法を用いることにより記録することにより作成し、保存することができる。)
2	前項の規定による保存をする場合には、同項の記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして、前条第一項の表の下欄に掲げる期間保存しておかなければならない。
3	第一項の規定による保存をする場合には、原子力規制委員会が定める基準を確保するよう努めなければならない。 (品質マネジメントシステム)
第五條	法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発用原子炉設置者は、実施計画(法第六十四条の二第二項に規定する実施計画をいう。以下同じ。)に定めるところにより、品質マネジメントシステムに基づき保安活動(第九条から第十六条までに規定する措置を含む。)の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質マネジメントシステムの改善を継続して行わなければならない。
第六條	削除
第七條	削除
第八條	削除
第九條	(管理区域への立入制限等) 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発用原子炉設置者は、管理区域、保安区域及び周辺監視区域を定め、これらの区域においてそれぞれ次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
一	管理区域については、次の措置を講ずること。ただし、原子力規制委員会がやむを得ないと認めるときは、当該措置に代えて、原子力規制委員会が適当と認める措置によることができる。この場合においては、当該措置を実施する区域を明らかにしなければならない。
イ	壁、柵等の区画物によって区画するほか、標識を設けることにより明らかに他の場所と区別し、かつ、放射線等の危険性の程度に応じて人の立入制限、鍵の管理等の措置を講ずること。
ロ	放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙を禁止すること。
ハ	床、壁その他の人の触れるおそれのある物であつて放射性物質によって汚染されたものの表面の放射性物質の密度が原子力規制委員会の定める表面密度限度を超えないようにすること。
ニ	管理区域から人が退去し、又は物品を持ち出そうとする場合には、その者の身体及び衣服、履物等身体に着用している物並びにその持ち出そうとする物品(その物品を容器に入れ又は包装した場合には、その容器又は包装)の表面の放射性物質の密度がハの表面密度限度の十分の一を超えないようにすること。
三	保全区域については、標識を設ける等の方法によって明らかに他の場所と区別し、かつ、管理の必要性に応じて人の立入制限、鍵の管理、物品の持出制限等の措置を講ずること。
イ	周辺監視区域については、次の措置を講ずること。 人の居住を禁止すること。

ロ 境界に柵又は標識を設ける等の方法によって周辺監視区域に業務上立ち入る者以外の者の立ち入りを制限すること。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれのないことが明らかでない場合は、この限りでない。

(線量等に関する措置)

第十条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、放射線業務従事者の線量等に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 放射線業務従事者の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えないようにすること。
二 放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないようにすること。

2 前項の規定にかかわらず、発電用原子炉施設に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、発電用原子炉施設の運転に重大な支障を及ぼすおそれがある発電用原子炉施設の損傷が生じた場合その他の緊急やむを得ない場合においては、放射線業務従事者(女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者に限る。)をその線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えない範囲内において緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。

3 前項の規定により緊急作業に従事させることができる放射線業務従事者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

一 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者であること。
二 緊急作業についての訓練を受けた者であること。

三 原子力規制委員会が定める場合にあつては、原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第百五十六号)第八条第三項に規定する原子力防災要員、同法第九条第一項に規定する原子力防災管理者又は同条第三項に規定する副原子力防災管理者であること。

第十一条 削除

(発電用原子炉施設の施設管理)

第十二条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理(以下この条及び第十七条の二第二項第一号において「施設管理」という。)に関し、発電用原子炉施設ごとに、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 発電用原子炉施設が実施計画に定められた性能を有するよう、これを設置し、及び維持するため、施設管理に関する方針(以下この条において「施設管理方針」という。)を定めること。ただし、廃止措置対象施設については、この限りでない。

二 前号の規定により定められた施設管理方針に従って達成すべき施設管理の目標(施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める目標を含む。以下この条において「施設管理目標」という。)を定めること。

三 施設管理目標を達成するため、次の事項を定めた施設管理の実施に関する計画(以下この条において「施設管理実施計画」という。)を策定し、当該計画に従って施設管理を実施すること。

イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。

ロ 発電用原子炉施設の設計及び工事に關すること。

ハ 発電用原子炉施設の巡視(発電用原子炉施設の保全のために実施するものに限る。)に関すること。

ニ 発電用原子炉施設の点検、検査等(以下この号において「点検等」という。)の方法、実施頻度及び時期に関すること。

ホ 発電用原子炉施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。

ヘ 発電用原子炉施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法に関すること。

ト への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置(品質管理基準規則第二条第二項第七号に規定する未然防止処置を含む。)に関すること。

チ 発電用原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。

四 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画を、それぞれ次に掲げる期間ごとに評価すること。

イ 施設管理方針及び施設管理目標にあつては、一定期間

ロ 施設管理実施計画にあつては、前号イに規定する期間

五 前号の評価を実施する都度、速やかに、その結果を施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画に反映すること。

六 発電用原子炉施設がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、当該発電用原子炉施設の状態に応じて、前各号に掲げる措置について特別な措置を講ずること。

七 発電用原子炉施設について設置又は変更の工事(発電用原子炉施設のうち溶接をするもの溶接を含む。以下同じ。)をした場合には、その使用の開始前に、当該発電用原子炉施設の工事及び性能について検査を行い、当該発電用原子炉施設が次の各号のいずれにも適合していることを確認すること。

イ 当該発電用原子炉施設に係る工事が実施計画に従って行われたものであること。

ロ 当該発電用原子炉施設が実施計画に定められた性能を有するものであること。

八 使用を開始した発電用原子炉施設について、定期に検査を行い、当該発電用原子炉施設が実施計画に定められた性能を有するものであることを確認すること。ただし、廃止措置対象施設については、この限りでない。

九 毎年度一回、前号に規定する検査の計画及び実施状況について原子力規制委員会に報告すること。

(設計上考慮する事象に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置)

第十三条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、設計上考慮する事象に関し、実施計画に定めるところにより、次に掲げる発電用原子炉施設の保全に関する措置を講じなければならない。ただし、原子力規制委員会が発電用原子炉施設の状況その他の事情によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。

一 発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画(次に掲げる発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所における火災に関することを含む。)を定めるとともに、当該計画の実行に必要な要員を配置し、当該計画に従って必要な活動を行わせること。

イ 発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所における可燃物の管理に関すること。

ロ 消防吏員への通報に関すること。

ハ 消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。

ニ 設計上考慮する事象の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練を定期に実施すること。

三 設計上考慮する事象の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。

四 前三号に掲げるもののほか、設計上考慮する事象の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。

(発電用原子炉施設の運転)

第十四条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、次の各号に掲げる発電用原子炉施設の運転に関する措置を講じなければならない。ただし、廃止措置対象施設については、この限りでない。

一 発電用原子炉施設の運転に必要な知識を有する者に運転を行わせること。

二 発電用原子炉施設の運転に必要な構成人員がそろっているときでなければ運転を行わせないこと。

三 前号の構成人員のうち運転管理責任者は、発電用原子炉施設の運転に必要な知識、技能及び経験を有している者であつて、かつ、原子力規制委員会が告示で定める基準に適合したものの中から選定すること。

四 前号に定めるもののほか、運転管理責任者に関し必要な事項は、原子力規制委員会が告示で定める。

五 発電用原子炉施設の運転に関する次の事項を定め、これを運転員その他の従業者に守らせること。

イ 発電用原子炉施設の運転に係る操作に関し、その操作に先立って確認すべき事項、その操作に必要な事項及びその操作の後に確認すべき事項

ロ 運転員その他の従業者が発電用原子炉施設の状態に応じて定期的に又は必要に応じて確認すべき事項（運転上の制限（実施計画で定める発電用原子炉施設の運転に関する条件であつて、当該条件を逸脱した場合に発電用原子炉設置者が講ずべき措置が実施計画で定められているものを含む。）以下この条及び第十八条において同じ。）を逸脱していないことを確認するためのものを含む。）並びにその確認の方法及び実施頻度又は時期に関する事項

ハ 警報の発報、運転上の制限の逸脱その他の異状があつた場合に運転員その他の従業者が講ずべき措置（次号の処置を除く。）に関する事項

六 非常の場合に講ずべき処置を定め、これを運転員その他の従業者に守らせること。

七 運転上の制限を逸脱したときは、その旨を直ちに原子力規制委員会に報告すること。ただし、第十八条第五号に掲げるときを除く。

（工場又は事業所において行われる運搬）

第十四条の二 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下この項及び第十八条において「核燃料物質等」という。）の運搬に関し、次に掲げる措置（原子力規制委員会がやむを得ないと認めるときは、原子力規制委員会が適当と認める措置）を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならぬ。

一 核燃料物質の運搬は、いかなる場合においても、核燃料物質が臨界に達するおそれがないように行うこと。

二 核燃料物質等を運搬する場合は、これを容器に封入すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

イ 核燃料物質によって汚染された物（その放射能濃度が原子力規制委員会の定める限度を超えないものに限る。）であつて、放射性物質の飛散又は漏えいの防止その他原子力規制委員会の定める放射線障害防止のための措置を講じたものを運搬する場合

ロ 核燃料物質によって汚染された物であつて、大型機械等容器に封入して運搬することが著しく困難なものを原子力規制委員会の承認を受けた放射線障害防止のための措置を講じて運搬する場合

三 前号の容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 当該容器に外接する直方体の各辺が十センチメートル以上となるものであること。

ロ 容易かつ安全に取り扱うことができ、かつ、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、亀裂、破損等が生じることがおそれがないものであること。

四 核燃料物質等を封入した容器（第二号ただし書の規定により同号イ又はロに規定する核燃料物質によって汚染された物を容器に封入しないで運搬する場合にあつては、当該核燃料物質によつて汚染された物。以下この条において「運搬物」という。）及びこれを積載し、又は収納した車両その他の核燃料物質等を運搬する機械又は器具（以下この条において「運搬機器」という。）の表面及び表面から一メートルの距離における線量当量率がそれぞれ原子力規制委員会の定める線量当量率を超えないようにし、かつ、運搬物の表面の放射性物質の密度が第九条第一号ハの表面密度限度の十分の一を超えないようにすること。

五 運搬物の運搬機器への積付けは、運搬中において移動し、転倒し、又は転落するおそれがないように行うこと。

六 核燃料物質等は、同一の運搬機器に原子力規制委員会の定める危険物と混載しないこと。

七 運搬経路においては、標識を設けること等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限し、かつ、必要な箇所に見張人を配置すること。

八 車両に積載して運搬する場合は、徐行するとともに、運搬行程が長い場合にあっては、保安のため他の車両を伴走させること。

九 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のため必要な監督を行わせること。

十 運搬物（コンテナ（運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた運搬機器であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するものをいう。）に収納された運搬物にあつては、当該コンテナ）及びこれを運搬する車両の適当な箇所（原子力規制委員会の定める標識を取り付けること）

二 前項の場合において、特別の理由により同項第三号及び第四号に掲げる措置の全部又は一部を講ずることが著しく困難なときは、原子力規制委員会の承認を受けた措置を講ずることをもつて、これらに代えることができる。ただし、当該運搬物の表面における線量当量率が原子力規制委員会の定める線量当量率を超えるときは、この限りでない。

三 第一項第二号から第四号まで及び第七号から第十号までの規定は、管理区域内において行われる運搬については、適用しない。

四 第一項の規定は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条から第十七条の二まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じて工場又は事業所において行われる運搬については、適用しない。（貯蔵）

第十五条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質の貯蔵に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。ただし、廃止措置対象施設については、この限りでない。

一 核燃料物質の貯蔵は、貯蔵施設において行うこと。

二 貯蔵施設のために付きやすい場所に、貯蔵上の注意事項を掲示すること。

三 核燃料物質の貯蔵に従事する者以外の者が貯蔵施設に立ち入る場合は、その貯蔵に従事する者の指示に従わせること。

四 使用済燃料は、冷却について必要な措置を講ずること。

五 核燃料物質の貯蔵は、いかなる場合においても、核燃料物質が臨界に達するおそれがないように行うこと。

2 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所の外において行われる使用済燃料の貯蔵に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 使用済燃料貯蔵事業者が使用済燃料の貯蔵を委託すること。

二 貯蔵しようとする使用済燃料を選定するに際し、当該使用済燃料の貯蔵を委託された使用済燃料貯蔵事業者から提出された法第四十三条の四第一項の許可に係る申請書に記載された使用済燃料の種類に従い選定すること。

三 前号の規定により選定した使用済燃料について、貯蔵の終了まで密封し、かつ、健全性を維持するよう容器（当該使用済燃料の貯蔵を委託された使用済燃料貯蔵事業者が当該使用済燃料の貯蔵の終了まで密封したまま貯蔵するための構造を有する容器であつて、溶接により密封する構造のもの以外のものに限る。）に封入すること。

四 当該使用済燃料の貯蔵を委託された使用済燃料貯蔵事業者に対して、第三条第一項の表第三号及び第四号の記録を引き渡すこと。

五 当該使用済燃料の貯蔵を委託された使用済燃料貯蔵事業者による貯蔵の終了後において、確實に使用済燃料を受けて入れること。
(工場又は事業所において行われる廃棄)

第十六条 法第四十三條の三の二十二第二項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に關し、次の各号に掲げる措置(原子力規制委員会がやむを得ないと認めるときは、原子力規制委員会が適當と認める措置)を講じ、廃棄前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならぬ。

- 一 放射性廃棄物の廃棄は、廃棄及び廃棄に係る放射線防護について必要な知識を有する者の監督の下に行わるとともに、廃棄に当たっては、当該廃棄に従事する者に作業衣等を着用させること。
- 二 放射性廃棄物の廃棄に従事する者以外の者が廃棄施設に立ち入る場合には、その廃棄に従事する者の指示に従わねること。
- 三 気体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。
- イ 排気施設によって排出すること。
- ロ 放射線障害防止の効果を持った廃棄槽に保管廃棄すること。

四 前号イの方法により廃棄する場合は、排気施設において、ろ過、放射能の時間による減衰、多量の空気による希釈等の方法によって排気中の放射性物質の濃度をできるだけ低下させること。この場合、排気口又は排気監視設備において排気中の放射性物質の濃度を監視することにより、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないようにすること。

五 第三号ロの方法により廃棄する場合において、当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を講ずること。

六 液体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

- イ 排水施設によって排出すること。
- ロ 放射線障害防止の効果を持った廃液槽に保管廃棄すること。
- ハ 容器に封入し、又は容器と一体的に固型化して放射線障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄すること。
- ニ 放射線障害防止の効果を持った焼却設備において焼却すること。
- ホ 放射線障害防止の効果を持った固型化設備で固型化すること。

七 前号イの方法により廃棄する場合は、排水施設において、ろ過、蒸発、イオン交換樹脂法等による吸着、放射能の時間による減衰、多量の水による希釈等の方法によって排水中の放射性物質の濃度をできるだけ低下させること。この場合、排水口又は排水監視設備において排水中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないようにすること。

八 第六号ロの方法により廃棄する場合において、当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を講ずること。

九 第六号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を容器に封入して行うときは、当該容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

- イ 水が浸透しにくく、腐食に耐え、かつ、放射性廃棄物が漏れにくい構造であること。
- ロ 亀裂又は破損が生じるおそれがないものであること。
- ハ 容器の蓋が容易に外れないものであること。

十 第六号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を容器と一体的に固型化して行うときは、固型化した放射性廃棄物と一体化した容器が放射性廃棄物の飛散又は漏れを防止できるものであること。

十一 第六号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を放射線障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄するときは、次によること。

- イ 放射性廃棄物を容器に封入して保管廃棄する場合は、封入された放射性廃棄物の全部を吸収できる材料で当該容器を包むこと、封入された放射性廃棄物の全部を吸収できる受皿を設

けること等当該容器に亀裂又は破損が生じた場合の汚染の広がり防止について必要な措置を講ずること。
当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれがある場合は、冷却について必要な措置を講ずること。

ハ 放射性廃棄物を封入し、又は固型化した放射性廃棄物と一体化した容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、当該放射性廃棄物に關して第三條の規定に基づき記録された内容と照合できるような整理番号を表示すること。

ニ 当該保管廃棄施設には、その目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示すること。

十二 固体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

- イ 放射線障害防止の効果を持った焼却設備において焼却すること。
- ロ 容器に封入し、又は容器と一体的に固型化して放射線障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄すること。
- ハ ロの方法により廃棄することが著しく困難な大型機械等の放射性廃棄物又は放射能の時間による減衰を必要とする放射性廃棄物については、放射線障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄すること。

十三 前号ロに規定する方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を容器に封入して行うときは、第九号及び第十一号(イを除く。)に規定する例によること。

十四 第十二号ロに規定する方法により廃棄する場合において放射性廃棄物を容器と一体的に固型化して行うときは、第十号及び第十一号(イを除く。)に規定する例によること。

十五 第十二号ハに規定する方法により廃棄する場合には、第十一号ロ及び二に規定する例によること。

(防護措置)

第十七条 法第四十三條の三の二十二第二項の規定により、発電用原子炉設置者は、次の表の上欄に掲げる特定核燃料物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる措置を講じなければならない。ただし、原子力規制委員会がやむを得ないと認めるときは、当該措置に代えて、原子力規制委員会が適當と認める措置によることができる。

照射されていない次に掲げる物質	照射されている次に掲げる物質	次項
イ プルトニウム(プルトニウム二三八の同位体濃度が百分の八十を超えるものを除く。以下この表において同じ。)	イ プルトニウム(プルトニウム二三八の同位体濃度が百分の八十を超えるものを除く。以下この表において同じ。)	次項
ロ ウラン二三五の量がニキログラム以上のもの	ロ ウラン二三五の量がニキログラム以上のもの	措置
ハ ウラン二三三及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であって、ウラン二三三の量がニキログラム以上のもの	ハ ウラン二三三及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であって、ウラン二三三の量がニキログラム以上のもの	措置
ニ 照射された前号に掲げる物質であって、その表面から一メートルの距離において、当該物質から放出された放射線が空気に吸収された場合の吸収線量率(以下単に「吸収線量率」という。)が一グレイ毎時以下のもの	ニ 照射された前号に掲げる物質であって、その表面から一メートルの距離において、当該物質から放出された放射線が空気に吸収された場合の吸収線量率(以下単に「吸収線量率」という。)が一グレイ毎時以下のもの	措置
三 照射された第一号に掲げる物質であって、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるもの(第十号に掲げるものを除く。)	三 照射された第一号に掲げる物質であって、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるもの(第十号に掲げるものを除く。)	措置
四 照射されていない次に掲げる物質	四 照射されていない次に掲げる物質	措置
イ プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であって、プルトニウムの量が五百グラムを超えニキログラム未満のもの	イ プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であって、プルトニウムの量が五百グラムを超えニキログラム未満のもの	措置
ロ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の二十以上のウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であって、ウラン二三五の量が一キログラムを超え五キログラム未満のもの	ロ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の二十以上のウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であって、ウラン二三五の量が一キログラムを超え五キログラム未満のもの	措置

ハ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の十以上で百分の二十に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が十キログラム以上のもの

ニ ウラン二三三及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三三の量が五百グラムを超え二キログラム未満のもの

五 照射された前号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において吸収線量が一グレイ毎時以下のもの

六 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十三年政令第三百二十四号）第三条第三号に規定する特定核燃料物質（第十一号に掲げるものを除く。）

七 照射された第四号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において吸収線量が一グレイ毎時を超えるもの（第十号に掲げるものを除く。）

八 照射されていない次に掲げる物質

イ プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、プルトニウムの量が十五グラムを超え五百グラム以下のもの

ロ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の二十以上のウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が十五グラムを超え一キログラム以下のもの

ハ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の十以上で百分の二十に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が一キログラムを超え十キログラム未満のもの

ニ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が天然の比率を超え百分の十に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が十キログラム以上のもの

ホ ウラン二三三及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三三の量が十五グラムを超え五百グラム以下のもの

九 照射された前号に掲げる物質（照射された同号ニに掲げる物質であつて照射直後にその表面から一メートルの距離において吸収線量が一グレイ毎時を超えていたもの及び次号に掲げるものを除く。）

十 照射された第一号、第四号又は第八号に掲げる物質（使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体をガラスにより容器に固型化した物（次号において「ガラス固化体」という。）に含まれるものであつて、その表面から一メートルの距離において吸収線量が一グレイ毎時を超えるものに限る。）

十一 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第三条第三号に規定する特定核燃料物質（ガラス固化体に含まれるものであつて、その表面から一メートルの距離において吸収線量が一グレイ毎時を超えるものに限る。）

二 前項の表第一号から第六号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 特定核燃料物質の防護のための区域（以下「防護区域」という。）を定め、当該防護区域を鉄筋コンクリート造りの障壁その他の堅固な構造の障壁によって区画し、及び適切かつ十分な監視を行うことができる装置を当該防護区域内に設置すること。

二 防護区域の周辺に、防護区域における特定核燃料物質の防護をより確実に行うための区域（以下「周辺防護区域」という。）を定め、当該周辺防護区域を人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有する柵等の障壁によって区画し、並びに当該障壁の周辺に照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置すること。

三 周辺防護区域の周辺に、人の立入りを制限するための区域（以下「立入制限区域」という。）を定め、当該立入制限区域を人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有する柵等の障壁によって区画し、並びに当該障壁の周辺に標識及びサイレン、拡声機その他の人

に警告するための設備又は装置を設置し、並びに照明装置等の容易に人の侵入を確認することができるとし。

四 見張人に、人の侵入を監視するための装置（以下「監視装置」という。）の有無並びに防護区域における特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じ適切な方法により当該防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域を監視させること。

五 防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域への人の立入りについては、次に掲げる措置を講ずること。

イ 業務上防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域に常時立ち入ろうとする者については、当該防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域への立入りの必要性を確認の上、当該者に当該立入りを認めたことを証明する書面等（以下この項において「証明書等」という。）を發行し、当該立入りの際に、当該証明書等を所持させること。

ロ 防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域に立ち入ろうとする者（イに掲げる証明書等を所持する者（以下「常時立入者」という。）を除く。）については、その身分及び当該防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域への立入りの必要性を確認の上、当該者に証明書等を發行し、当該立入りの際に、当該証明書等を所持させること。

ハ 防護区域に、ロに掲げる者が立ち入る場合は、当該防護区域内において常時立入者を同行させ、当該常時立入者に特定核燃料物質の防護のために必要な監督を行わせること。

六 業務用の車両以外の車両の防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域への立入りを禁止すること。ただし、防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域に立ち入ることが特に必要な車両であつて、特定核燃料物質の防護上支障がないと認められるものについては、この限りでない。

七 防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内に、それぞれ駐車場を設置し、防護区域内、周辺防護区域内又は立入制限区域内に立ち入る車両は、当該駐車場に駐車させること。ただし、当該駐車場の外に駐車することが特に必要な車両であつて、特定核燃料物質の防護上支障がないと認められるものについては、この限りでない。

八 防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域の出入口においては、次に掲げる措置を講ずること。ただし、イ又はロに掲げる点検については、これと同等以上の特定核燃料物質の防護のための措置を講ずる場合又は当該点検を省略することができる。

イ 特定核燃料物質の取扱いに対する妨害行為又は特定核燃料物質が置かれている施設若しくは特定核燃料物質の防護のために必要な設備若しくは装置（以下「防護設備等」という。）に対する破壊行為の用に供され得る物品（持込みの必要性が認められるものを除く。）の持込み及び特定核燃料物質（持出しの必要性が認められるものを除く。）の持出しが行われないうちに点検を行うこと。

ロ 防護区域の出入口においては、第五号イ及びロに掲げる者が持ち込み又は持ち出そうとする物品について、当該防護区域における特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じ、イの点検のほか金属を検知することができる装置及び特定核燃料物質を検知することができる装置を用いて点検を行うこと。

ハ 見張人に出入口を常時監視させること。ただし、出入口に施錠するとともに、人の侵入を検知して表示することができる装置を設置した場合は、この限りでない。

九 特定核燃料物質の管理については、次に掲げる措置を講ずること。

イ 特定核燃料物質は、防護区域内に置くこと。

ロ 見張人に、監視装置を用いる等の方法により特定核燃料物質を常時監視させること。ただし、鉄筋コンクリート造りの施設その他の堅固な構造の施設（以下この号及び第十二号において「施設」という。）であつて次に掲げる措置を講じたものの中に置かれている特定核燃料物質については、この限りでない。

(1) 施設の入入口に施錠するとともに、人の侵入を検知して表示することができる装置を設置すること。

- (2) 施設に立ち入ることが特に必要な者として当該施設に立ち入ることを認められた者以外の者の当該施設への立ち入りを禁止すること。
- (3) 見張人に、監視装置の有無並びに施設における特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じた適切な方法により施設の周辺を巡視させること。
- ハ 特定核燃料物質の取扱いに従事する者に、その取扱いに係る特定核燃料物質又は設備若しくは装置に異常が認められた場合には、直ちに、その旨をあらかじめ指定した者に報告させること。
- ニ 特定核燃料物質の取扱いに従事する者に、その日の作業の終了後に、その取扱いに係る特定核燃料物質並びに設備及び装置について点検を行わせ、当該点検において、当該特定核燃料物質又は設備若しくは装置について異常が認められた場合には直ちにその旨を、異常が認められない場合にはその旨を、あらかじめ指定した者に報告させること。
- 十 発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所内（防護区域内を除く。）において特定核燃料物質を運搬する場合には、次に掲げる措置を講ずること。
 - イ 特定核燃料物質を収納する容器に施錠及び封印をすること。ただし、容易に開封されない構造の容器を用いる等施錠及び封印と同等以上の措置を講じたときは、この限りでない。
 - ロ 関係機関に運搬の日時及び経路を事前に通知すること。
 - 十一 監視装置は、次に掲げるところにより設置すること。
 - イ 人の侵入を確実に検知して速やかに表示する機能を有する監視装置を設置すること。
 - ロ 監視装置を構成する装置であつて人の侵入を表示するものは、防護区域内若しくは周辺防護区域内又は周辺防護区域の近くであつて見張人が常時監視できる位置に設置すること。
 - 十二 防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域並びに施設の入出口の鍵及び錠については、次に掲げる措置を講ずること。
 - イ 取替え又は構造の変更を行う等複製が困難となるようにすること。
 - ロ 不審な点が認められた場合には、速やかに取替え又は構造の変更を行うこと。
 - ハ 鍵を管理する者としてあらかじめ指定した者にその鍵を厳重に管理させ、当該者以外の者がその鍵を取り扱うことを禁止すること。ただし、あらかじめその鍵を一時的に取り扱うことを認められた者については、この限りでない。
 - 十三 中央制御室（五号炉及び六号炉に係るものに限る。）及び特定重大事故等対処施設（実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第五号。以下「設置許可基準規則」という。）第二条第二項第十二号に規定する特定重大事故等対処施設をいう。以下この項において同じ。）に属する緊急時制御室（五号炉及び六号炉に係るものに限る。）については、次に掲げる措置を講ずること。
 - イ 壁は、容易に破壊されないものであること。
 - ロ 出入口の扉は、鉄製その他の堅固な扉とする。
 - 十四 中央制御室外から発電用原子炉施設を安全に停止させるための機能を有する機器（五号炉及び六号炉に係るものに限る。）については、次に掲げる措置を講ずること。
 - イ 周囲に容易に破壊されない壁その他の障壁を当該機器の操作に支障を及ぼさないように設置すること。
 - ロ イの規定により設置された障壁によって区画された区域に第五号口に規定する証明書等を所持する者が立ち入る場合は、常時立入者を同行させ、当該常時立入者に特定核燃料物質の防護のために必要な監督を行わせること。
 - 十五 交流電源を供給する全ての設備、発電用原子炉施設を冷却する全ての設備、使用済燃料貯蔵槽を冷却する全ての設備及び水素が発生するおそれのある設備においてその滞留を防止する全ての設備のうち、防護区域内に存する設備であつて、第五号イ若しくはロに掲げる者による妨害行為又は破壊行為により、発電用原子炉施設若しくは使用済燃料貯蔵槽を冷却する機能が又は水素が発生するおそれのある設備においてその滞留を防止する機能が喪失し、発電用原子炉

- 施設内の特定核燃料物質を発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所の外に漏出させることとなるおそれがある設備（特定重大事故等対処施設に属する場合を除く。）については、次に掲げる措置を講ずること。
 - イ 周囲に柵等を設置し、容易に人が近づけない措置を講ずること。
 - ロ 周辺に照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置すること。
 - ハ イの規定により設置された柵等の中で作業又は巡視を行う場合には、二人以上の者が同時に作業又は巡視を行うこと。
 - 十六 交流電源を供給する全ての設備、発電用原子炉施設を冷却する全ての設備、使用済燃料貯蔵槽を冷却する全ての設備及び水素が発生するおそれのある設備においてその滞留を防止する全ての設備のうち、防護区域の外にあり、容易に妨害行為又は破壊行為を受けるおそれがある設備であつて、これらの行為により発電用原子炉施設若しくは使用済燃料貯蔵槽を冷却する機能又は水素が発生するおそれのある設備においてその滞留を防止する機能が喪失し、発電用原子炉施設内の特定核燃料物質を発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所の外に漏出させることとなるおそれがある設備については、次に掲げる措置を講ずること。
 - イ 周囲に容易に破壊されない壁その他の障壁を設置すること。
 - ロ イの規定により設置された障壁の中で作業又は巡視を行う場合には、二人以上の者が同時に作業又は巡視を行うこと。
 - ハ イの規定により設置された障壁によって区画された区域に第五号口に規定する証明書等を所持する者が立ち入る場合は、常時立入者を同行させ、当該常時立入者に特定核燃料物質の防護のために必要な監督を行わせること。
 - 十七 特定重大事故等対処施設（五号炉及び六号炉に係るものに限る。）は、防護区域内に設け、かつ、当該特定重大事故等対処施設を設置した防護区域内で作業又は巡視を行う場合には、二人以上の者が同時に作業又は巡視を行うこと。ただし、原子力規制委員会が発電用原子炉施設の状況その他の事情により特定重大事故等対処施設を設ける必要がないと認める場合は、この限りでない。
 - 十八 発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムは、電気通信回線を通じて妨害行為又は破壊行為を受けることがないように、電気通信回線を通じて当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断すること。
 - 十九 前号の情報システムに対する妨害行為又は破壊行為が行われるおそれがある場合は行われた場合において迅速かつ確実に対応できるように適切な計画を作成すること。
 - 二十 特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置には、非常用電源設備及び無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備を備え、その機能を常に維持するための措置を講ずること。
 - 二十一 特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置は、点検及び保守を行い、その機能を維持すること。
 - 二十二 特定核燃料物質の防護のために必要な連絡に関し、次に掲げる措置を講ずること。
 - イ 見張人が常時監視を行うための詰所（以下「見張人の詰所」という。）を防護区域内又は周辺防護区域内の鉄筋コンクリート造りの施設その他の堅固な構造の施設内に設置すること。ただし、その周囲に人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有する柵等の障壁を設置し、並びに当該障壁の周辺に照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置した鉄筋コンクリート造りの施設その他の堅固な構造の施設内に設置する場合は、この限りでない。
 - ロ 見張りを行っている見張人と見張人の詰所との間における連絡を容易に傍受できない方法により迅速かつ確実に行うことができるようにすること。

- 四 特定核燃料物質が貯蔵され又は保管廃棄されている施設（以下この号において「貯蔵施設等」という。）については、次に掲げる措置を講ずること。
- イ 貯蔵施設等に立ち入ることが特に必要な者として当該貯蔵施設等に立ち入ることを認められた者以外の者の当該貯蔵施設等への立入りを禁止すること。
- ロ 見張人に、監視装置の有無並びに貯蔵施設等における特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じ適切な方法により当該貯蔵施設等の周辺を巡視させること。
- 五 特定核燃料物質の防護に関する関係機関への連絡は、二以上の連絡手段により迅速かつ確実にを行うことができるようにすること。
- （発電用原子炉主任技術者の選任等）
- 第十七条の二 法第四十三條の三の二十六第一項の規定による発電用原子炉主任技術者の選任は、発電用原子炉ごとに行うものとする。ただし、複数の発電用原子炉について兼任することを妨げない。

2 法第四十三條の三の二十六第一項の原子力規制委員会規則で定める実務の経験は、第一号から第四号までに掲げる期間が通算して三年以上であることとする。

- 一 発電用原子炉施設の施設管理に関する業務に従事した期間
- 二 発電用原子炉の運転に関する業務に従事した期間
- 三 発電用原子炉施設の設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務に従事した期間
- 四 発電用原子炉に使用する燃料体の設計又は管理に関する業務に従事した期間

3 法第四十三條の三の二十六第二項において読み替えて準用する法第四十條第二項の規定による届出書の提出部数は、正本一通とする。

（事故故障等の報告）

第十八条 法第六十二條の三の規定により、発電用原子炉設置者（旧発電用原子炉設置者等を含む。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれぞれに対する処置を遅滞なく原子力規制委員会に報告しなければならない。

- 一 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。
- 二 核燃料物質（五号炉及び六号炉に係るものを除く。）が臨界に達し又は達するおそれがあるとき。
- 三 発電用原子炉設置者が、発電用原子炉施設のうち実施計画に定められたものの点検を行った場合において、発電用原子炉施設の安全を確保するために必要な機能を有していないと認められたとき。ただし、核燃料物質等の漏えいを防止するための機能を有していないと認められた場合であつて、第十号ただし書又は第十一号ただし書のときを除く。
- 四 火災により発電用原子炉施設のうち実施計画に定められたものの故障があつたとき。ただし、当該故障が消火又は延焼の防止の措置によるときを除く。
- 五 前二号のほか、発電用原子炉施設の故障（発電用原子炉施設の運転に及ぼす支障が軽微なものを除く。）により、運転上の制限を逸脱したとき。又は運転上の制限を逸脱した場合であつて、当該逸脱に係る実施計画で定める措置が講じられなかったとき。
- 六 発電用原子炉施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、気体状の放射性廃棄物の実施計画に定められた方法による排出の状況に異状が認められたとき又は液体状の放射性廃棄物の排水施設による排出の状況に異状が認められたとき。
- 七 気体状の放射性廃棄物（五号炉及び六号炉に係るものを除く。）を排出した場合において、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が第十六條第四号の濃度限度を超えたとき。
- 八 気体状の放射性廃棄物（前号に規定するものを除く。）を排気施設によって排出した場合において、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が第十六條第四号の濃度限度を超えたとき。

九 液体状の放射性廃棄物を排水施設によって排出した場合において、周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が第十六條第七号の濃度限度を超えたとき。

十 核燃料物質等が管理区域外で漏えいしたとき。ただし、漏えいした液体状の核燃料物質等に含まれる放射性物質の濃度が実施計画において定められた排水の基準を超えなかつたときを除く。

十一 発電用原子炉施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、核燃料物質等（気体状のものを除く。）が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するとき（漏えいに係る場所について人の立入制限、鍵の管理等の措置を新たに講じたときを除く。）を除く。

イ 漏えいした液体状の核燃料物質等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大せず、かつ、地下に浸透しなかつたとき。

ロ 漏えいした液体状の核燃料物質等に含まれる放射性物質の濃度が実施計画において定められた排水の基準を超えなかつたとき。

ハ 漏えいした核燃料物質等の放射線量が微量のときその他漏えいの程度が軽微なとき。

十二 発電用原子炉施設（一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉並びにこれらの附属施設を除く。）の故障その他の不測の事態が生じたことにより、気体状の核燃料物質等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するとき（漏えいに係る場所について人の立入制限、鍵の管理等の措置を新たに講じたとき又は漏えいした物が管理区域外に広がつたときを除く。）を除く。

イ 気体状の核燃料物質等が漏えいした場合において、漏えいした場所に係る換気設備の機能が適正に維持されているとき。

ロ 漏えいした核燃料物質等の放射線量が微量のときその他漏えいの程度が軽微なとき。

十三 発電用原子炉施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、管理区域に立ち入る者について被ばくがあつたときであつて、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者にあつては五ミリシーベルト、放射線業務従事者以外の者にあつては〇・五ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれのあるとき。

十四 放射線業務従事者について第十條第一項第一号の線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあつたとき。

十五 前各号のほか、発電用原子炉施設に関し人の障害（放射線障害以外の障害であつて入院治療を必要としないものを除く。）が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

（実施計画検査）

第十八條の二 法第六十四條の三第七項の検査（以下「実施計画検査」という。）は、次に定めるところにより行う。

- 一 発電用原子炉施設のうち実施計画に定められたものの使用の開始前に、当該発電用原子炉施設を使用しようとする者の申請を受けて、その工事及び性能について検査を行うこと。
- 二 発電用原子炉施設のうち実施計画に定められたものの使用を開始した後、当該発電用原子炉施設の性能について検査を行うこと。
- 三 保安のための措置の実施状況について検査を行うこと。
- 四 特定核燃料物質の防護のための措置の実施状況について検査を行うこと。
- 五 前各号に掲げるもののほか、発電用原子炉施設の保安又は特定核燃料物質の防護のための措置が実施計画に従つて行われているかどうかを確認するために必要な検査を行うこと。
- 2 実施計画検査のうち、前項第二号から第四号までに掲げる検査については、毎年度一回以上行うものとする。

（使用前検査の申請）

第十九條 前條第一項第一号の検査（第二十六條に規定する溶接検査及び第二十九條第一項に規定する輸入溶接検査を除く。以下「使用前検査」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 発電用原子炉施設の設置又は変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地
- 三 申請に係る発電用原子炉施設の概要
- 四 法第六十四條の三第一項又は第二項の認可の年月日
- 五 使用前検査を受けようとする工程、期日及び場所

- 六 申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期
 - 2 前項の申請には、次の各号に掲げる事項を説明する書類を添えて提出しなければならない。
 - 一 工事の工程
 - 二 前号の工程における放射線管理（改造又は修理の工事に關するものに限る。）
 - 三 第一項の申請書又は前項各号の書類の内容に変更があつた場合には、速やかにその変更の内容を説明する書類を提出しなければならない。
 - 四 第一項の申請書及び前項の書類の提出部数は、正本一通とする。
- 第二十条 使用前検査の実施**
 第二十条 使用前検査は、次の表の上欄に掲げる工事の工程において、同表の下欄に掲げる検査事項について行うものとする。

工事の工程	検査事項
一 実施計画に定められた発電用原子炉実施計画に定められた発電用原子炉施設の構造、機能又は施設については、構造、強度又は漏えい性能を確認する検査のうち次に掲げるものに係る試験をすることができると認められる場合	一 材料検査
二 実施計画に定められた発電用原子炉実施計画に定められた発電用原子炉施設の構造、機能又は施設については、構造、強度又は漏えい性能を確認する検査のうち次に掲げるもの	二 寸法検査
三 実施計画に定められた発電用原子炉実施計画に定められた発電用原子炉施設の総合的な性能を施設の工事の計画に係る工事が完了した確認する検査その他工事の完了を確認するために必要な検査	三 外観検査
四 実施計画に定められた発電用原子炉実施計画に定められた発電用原子炉施設の運転に必要な機能又は性能を確認する検査	四 組立て及び据付け状態を確認する検査
五 実施計画に定められた発電用原子炉実施計画に定められた発電用原子炉施設の運転に必要な機能又は性能を確認する検査	五 耐圧検査
六 実施計画に定められた発電用原子炉実施計画に定められた発電用原子炉施設の運転に必要な機能又は性能を確認する検査	六 漏えい検査

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、使用前検査を受けることを要しない。
 - 一 発電用原子炉施設を試験のために使用する場合であつて、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用する時。
 - 二 発電用原子炉施設の一部が完成した場合であつて、その完成した部分を使用しなければならぬ特別の理由がある場合（前号に掲げる場合を除く。）において、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用する時。
 - 三 発電用原子炉施設の設置の場所の状況又は工事の内容により、原子力規制委員会が支障がないと認めて使用前検査を受けないで使用する旨を指示した場合
- 第二十一条 削除
- 第二十二条 削除
- 第二十三条 削除
- 第二十四条 原子力規制委員会は、使用前検査を終了したと認めるときは、使用前検査終了証を交付する。
- （試験使用の承認等の申請）
- 第二十五条 第二十条第二項第一号又は第二号の承認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

- 二 使用しようとする発電用原子炉施設の設置又は変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地
 - 三 使用しようとする発電用原子炉施設の概要
 - 四 法第六十四条の三第一項又は第二項の認可の年月日
 - 五 申請に係る発電用原子炉施設の使用開始の予定年月日及び使用期間
 - 六 使用の方法
- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。ただし、その申請が試験のための使用以外の使用に係る場合は第二号の書類を添付することを要しない。
- 一 使用又は試験使用を必要とする理由を記載した書類
 - 二 試験項目及び試験工程表

- 第二十六条 溶接検査を受ける発電用原子炉施設**
 第二十六条 第十八条の二第一項第一号の検査のうち、発電用原子炉施設の溶接（溶接をした発電用原子炉施設であつて輸入したもの、当該溶接を除く。）について行うもの（以下「溶接検査」という。）を受ける発電用原子炉施設は、次の各号に掲げるとおりとする。
- 一 原子炉本体又は原子炉格納施設に属する容器
 - 二 原子炉本体に属する容器又は原子炉格納容器に取り付けられる管のうち、それが取り付けられる当該容器から最も近い止め弁までの部分
 - 三 実施計画に定められた発電用原子炉施設に属する容器又は管であつて、非常時に安全装置として使用されるもの（前号に規定するものを除く。）
 - 四 実施計画に定められた発電用原子炉施設に属する容器（前号に規定するものを除く。）又はこれらの施設に属する外径六十一ミリメートル（最高使用圧力九十八キロパスカル未満の管にあっては、百ミリメートル）を超える管（前二号に規定するものを除く。）であつて、その内包する放射性物質の濃度が三十七キロボケル毎立方センチメートル（その内包する放射性物質が液体中にある場合は、三十七キロボケル毎立方センチメートル）以上のもの
 - 五 実施計画に定められた発電用原子炉施設に属する容器（第三号に規定するものを除く。）又はこれらの施設に属する外径百五十五ミリメートル以上の管（第二号及び第三号に規定するものを除く。）であつて、その内包する放射性物質の濃度が三十七キロボケル毎立方センチメートル（その内包する放射性物質が液体中にある場合は、三十七キロボケル毎立方センチメートル）未満のものうち、次に定める圧力以上の圧力を加えられる部分（以下「耐圧部分」という。）について溶接をするもの

- イ 水用の容器又は管であつて、最高使用温度百度未満のものについては、最高使用圧力千九百六十キロパスカル
 - ロ 液化ガス（通常の使用状態での温度における飽和圧力が百九十六キロパスカル以上であつて、現に液体の状態であるもの又は圧力が百九十六キロパスカルにおける飽和温度が三十五度以下であつて、現に液体の状態であるものをいう。以下同じ。）用の容器又は管については、最高使用圧力零キロパスカル
 - ハ イ又はロに規定する容器以外の容器については、最高使用圧力九十八キロパスカル
 - ニ イ又はロに規定する管以外の管については、最高使用圧力九百八十キロパスカル（長手継手の部分にあっては、四百九十キロパスカル）
 - 六 非常用電源設備又は補機駆動用燃料設備（非常用電源設備に係るものを除く。）に属する容器のうち、耐圧部分について溶接をするもの
 - 七 非常用電源設備、火災防護設備又は浸水防護施設に係る外径百五十五ミリメートル以上の管のうち、耐圧部分について溶接をするもの
- （溶接検査の申請）
- 第二十七条 溶接検査を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

- 二 溶接検査を受けようとする容器又は管の種類、主要寸法、最高使用圧力、最高使用温度及び内包する放射性物質の濃度
- 三 溶接工程表
- 四 溶接検査を受けようとする事項、期日及び場所
- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 溶接設備の種類及び容量、溶接部の設計及び溶接施工並びに溶接を行う者の氏名を記載した溶接明細書
- 二 溶接検査を受けようとする容器又は管の構造図
- 三 溶接部の設計図
- 3 第一項の申請書又は前項の書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。
- 4 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。
- (溶接検査の実施)
- 第二十八条 溶接検査は、次の各号に掲げる工程ごとに行う。ただし、原子力規制委員会がやむを得ないと認めるときは、次の各号に掲げる工程に代えて、原子力規制委員会が適当と認める工程によることができる。
- 一 溶接作業を行うとき(第二十六条第五号に規定する容器又は管についての漏止め溶接に係る場合及び溶接作業の標準化、溶接に使用する材料の規格化等の状況により、原子力規制委員会が支障がないものとしてこの工程における溶接検査を受けず容器又は管を使用することを承認した場合を除く。)
- 二 非破壊試験を必要とする溶接部については、非破壊試験を行うことができる状態になったとき。
- 三 突合せ溶接部については、機械試験を行うことができる状態になったとき。
- 四 耐圧試験を行うことができる状態になったとき(第二十六条第五号に規定する容器又は管についての漏止め溶接に係る場合を除く。)
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、溶接検査を受けることを要しない。
- 一 溶接作業の標準化、溶接に使用する材料の規格化等の状況により、原子力規制委員会が支障がないと認めて溶接検査を受けず使用することができる旨の指示をした場合
- 二 次に掲げる設備を、あらかじめ、原子力規制委員会に届け出て発電用原子炉施設として使用する場合
- イ ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和四十七年労働省令第三十三号)第七条第一項若しくは第五十三条第一項の溶接検査に合格した設備又は同規則第八十四条第一項(同規則第九十条の二において準用する場合を含む。)の検定を受けた設備
- ロ 発電用原子炉施設(一般高圧ガス保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十三号)第二条第一号、第二号又は第四号に規定するガスを内包する液化ガス設備に係るものに限る。)であつて、高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第五十六条の三の特定設備検査に合格し、又は同法第五十六条の六の十四第二項(同法第五十六条の六の二十二第二項において準用する場合を含む。)の規定による特定設備基準適合証の交付を受けたもの
- 三 漏止め溶接のみをした第二十六条第五号に規定する容器又は管(耐圧部分についてその溶接のみを新たにするものを含む。)を使用する場合
- (輸入溶接検査の申請)
- 第二十九条 第十八条の二第一項第一号の検査のうち、溶接をした発電用原子炉施設のうち第二十六号各号に掲げるものであつて輸入したもの(以下「輸入溶接検査」という。)を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 溶接施工工場の名称及び所在地
- 三 輸入溶接検査を受けようとする容器又は管の種類、主要寸法、最高使用圧力、最高使用温度及び内包する放射性物質の濃度
- 四 輸入溶接検査を受けようとする事項、期日及び場所
- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 溶接の方法に関する説明書
- 二 輸入溶接検査を受けようとする容器又は管の構造図
- 三 溶接部の設計図
- 四 溶接(第二十六条第五号に規定する容器又は管についての漏止め溶接を除く。)についての材料試験、開先形状の検査、溶接施工方法の検査(溶接部の設計及び溶接の方法の検査をいう。)、非破壊試験(第二十八条第一項第二号に規定する溶接部に関するものに限る。)、機械試験(突合せ溶接部に関するものに限る。)、及び耐圧試験の結果に関する資料並びに溶接後熱処理の方法に関する説明書
- 3 第一項の申請書又は前項の書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。
- 4 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。
- 第三十条 削除
- (溶接検査実施要領書又は輸入溶接検査実施要領書)
- 第三十一条 原子力規制委員会は、第二十七条第一項又は第二十九条第一項の申請書の提出を受けた場合には、溶接検査又は輸入溶接検査の実施に当たつての方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。
- 第三十二条 削除
- (溶接検査又は輸入溶接検査の終了証等)
- 第三十三条 原子力規制委員会は、溶接検査又は輸入溶接検査を行い、終了したと認めるときは、溶接検査又は輸入溶接検査の終了証を交付するとともに、その溶接をした容器又は管を刻印又はこれに代わるもので示すものとする。
- 第三十四条 削除
- 第三十五条 削除
- 第三十六条 削除
- 第三十七条 削除
- 第三十八条 削除
- 第三十九条 削除
- 第四十条 削除
- 第四十一条 削除
- (身分を示す証明書)
- 第四十二条 法第六十四条の三第八項において準用する法第六十一条の二の二第四項の身分を示す証明書の様式は、別記様式によるものとする。
- 附則
- (施行期日)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 第十七条第二項第十六号の規定 平成二十五年十二月二十九日
- 二 第十七条第二項第十五号及び第二十二号の規定 平成二十六年三月三十日
- (経過措置)
- 2 この規則の適用の日前に法第三十四条の規定により記録した実用炉規則第七条第一項の表の上欄に掲げる事項の保存については、なお従前の例による。
- 3 この規則の適用の際現に実用炉規則第十二条第三号の規定により原子力規制委員会が指定する者の認定を受けている者は、第十四条第一項第三号の規定により原子力規制委員会が告示で定め

る基準に適合したものとみなす。この場合において、当該基準に適合した者に係る有効期限については、なお従前の例による。

4 この規則の適用の日前に実用炉規則第十一条の第二項の規定により策定された原子炉施設の保全のために実施すべき措置に関する十年間の計画は、第十三条第一項の規定により策定された十年間に実施すべき当該原子炉施設についての保守管理に関する方針とみなす。

附則（平成二五年六月二八日原子力規制委員会規則第四号）抄

（施行期日）

第一条 この規則は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号。以下「設置法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二五年七月八日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十一条中東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（以下「東京電力福島第一原子炉施設規則」という。）第十七条第二項第十六号の改正規定 平成二五年十二月二十九日

二 第二十一条中東京電力福島第一原子炉施設規則第十七条第二項第十五号の改正規定 平成二六年三月三十日

（経過措置）

第十六条 原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二五年政令第九十一号）第十一条の規定により設置法附則第二十三条第一項前段の規定による届出を要しないとされた者に対する第二十一条の規定による改正後の東京電力福島第一原子炉施設規則第十七条の二の規定の適用については、第四号新規制法第六十四条の三第一項の認可により認められた期間内は、なお従前の例による。

附則（平成二五年二月六日原子力規制委員会規則第一六号）抄

（施行期日）

第一条 この規則は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号。以下「設置法」という。）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二五年十二月十八日。以下「施行日」という。）から施行する。

附則（平成二六年二月二八日原子力規制委員会規則第一号）

この規則は、独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律の施行の日（平成二六年三月一日）から施行する。

附則（平成二七年六月一日原子力規制委員会規則第五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二七年八月二二日原子力規制委員会規則第六号）

この規則は、平成二八年四月一日から施行する。

附則（平成二八年五月三〇日原子力規制委員会規則第六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二八年九月二二日原子力規制委員会規則第一〇号）抄

（施行期日）

第一条 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

5 この規則の施行の際現に法第六十四条の三第一項の規定による実施計画の認可を受けている者（以下「実施計画認可者」という。）については、同条第二項による実施計画の変更の認可を、この規則による改正後の東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（以下「新東京電力福島第一原子炉施設規則」という。）第十七条第二項第十四号口、同項第十六号ハ、同項第二十二号ホ、同項第二十三号ホ及び同項第二十八号に掲げる措置に係るものについては平成二九年三月三十一日までに、同項第一号に掲げる措置に係るものについては公布の日から起算して一年を経過する日までに申請しなければならない。

6 前項の規定により新東京電力福島第一原子炉施設規則第十七条第二項第十四号口、同項第十六号ハ、同項第二十二号ホ、同項第二十三号ホ及び同項第二十八号に掲げる措置に係る実施計画の変更の認可を申請した実施計画認可者については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分があった日までの間は、これらの規定は適用しない。

7 この規則による改正前の東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（以下「旧東京電力福島第一原子炉施設規則」という。）第十七条第二項第五号イの規定により行った証明書等の発行又は同項第二十七号の規定により行った業務上知り得る者の指定は、前項に規定する認可又は認可の拒否の処分があった日から起算して一年を経過する日までの間は、それぞれ新東京電力福島第一原子炉施設規則第十七条第二項第二十八号に掲げる措置を講じて行った証明書等の発行又は業務上知り得る者の指定とみなすことができる。

8 第五項の規定により新東京電力福島第一原子炉施設規則第十七条第二項第一号に掲げる措置に係る実施計画の変更の認可を申請した実施計画認可者については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分があった日までの間は、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則（平成二九年二月三日原子力規制委員会規則第二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二九年二月二二日原子力規制委員会規則第一七号）

（施行期日）

第一条 この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成三十年十月一日）から施行する。ただし、別表第三に係る改正規定及び次条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この規則（別表第三に係る改正規定にあつては、当該規定）の施行前に改正前のそれぞれの規則の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの規則の規定に相当の規定があるものは、改正後のそれぞれの規則の相当の規定によつてしたものとみなす。

附則（平成三〇年六月八日原子力規制委員会規則第六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（令和元年七月一日原子力規制委員会規則第三号）

この規則は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。ただし、第四十四条の規定は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する規則（平成三十年原子力規制委員会規則第十一号）の施行の日（令和元年九月一日）から施行する。

附則（令和二年二月六日原子力規制委員会規則第四号）

（施行期日）

第一条 この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律第三条の規定の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条 この規則の施行前にこの規則による改正前の東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（以下この条において「旧規則」という。）第三条第一項の規定により記録した同項の表の上欄に掲げる事項の保存については、この規則による改正後の東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（以下この条において「新規則」という。）第三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設）に関する核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政

- 令（平成二十五年政令第五十三号）本則に規定する東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設をいう。）において発電用原子炉設置者が行う保安活動（原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第二号。以下この項において「品質管理基準規則」という。）第二条第二項第一号に規定する保安活動をいう。）については、品質管理基準規則第二条第二項第四号に規定する品質マネジメントシステムを導入するための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第六十四条の三第二項による実施計画の変更の認可の申請又は認可の拒否の処分があった日までの間は、新規則第三条第一項の表第十号及び第五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則第十四条第三号の規定により選任されている運転責任者は、新規則第十四条第三号の規定により選任された運転管理責任者とみなす。
- 4 この規則の施行の日の前日までに旧規則第三十四条第一項の規定に基づいてされた申請に係る施設定期検査の実施については、なお従前の例による。

別記様式

別記様式（第42条関係）

（表 面）

第 号	
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条の3第8項において準用する同法第61条の2の2第4項の規定による	
身 分 証 明 書	
職名及び氏名	
<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">写</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; margin-right: 10px;">押 出</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">真</div> </div>	
年 月 日 年 月 日交付	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">原子力規制委員会 印</div>	
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）	
第61条の2の2（略） 2（略） 3 原子力規制検査に当たっては、原子力規制委員会の指定する当該職員は、次に掲げる事項であつて原子力規制委員会規則で定めるものを行うことができる。 一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り 二 帳簿、書類その他必要な物件の検査 三 関係者に対する質問 四 核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。 4 前項第1号の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。 5 第3項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。	
備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A6とすること。	

(裏面)

第64条の3 (略)

2～6 (略)

7 特定原子力事業者等は、特定原子力施設の保安又は特定核燃料物質の防護のための措置が実施計画に従って行われているかどうかについて、実施計画の定めるところにより、原子力規制委員会が行う検査を受けなければならない。

8 第61条の2の2第3項から第5項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第3項中「原子力規制委員会規則で定めるもの」とあるのは、「原子力規制委員会が定めるもの」と読み替えるものとする。

第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

二十七の二 第64条の3第1項の規定に違反して実施計画を提出しなかつた者

二十七の三 第64条の3第4項の規定による命令に違反した者

二十七の四 第64条の3第6項の規定による命令に違反した者

第81条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

二 第78条第1号、第3号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第4号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第6号、第6号の2(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第7号、第8号(試験研究炉等設置者に係る部分を除く。)、第8号の2(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第10号(試験研究炉等設置者に係る部分を除く。)、第11号、第12号(試験研究炉等設置者に係る部分を除く。)、第13号の3、第13号の4、第14号、第15号、第17号、第18号、第20号、第21号、第25号の2(試験研究炉等設置者、使用者及び核原料物質を使用する者に係る部分を除く。)、第26号の2(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第27号の2から第27号の4まで、第28号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第29号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。))又は第30号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。) 1億円以下の罰金刑